

「倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフの事業」

再編整理の経緯

- ① 再編整理の時期：昭和 61 年度の労災保険率の改定時に実施
- ② 昭和 61 年度以前の事業の名称：「倉庫業、警備業、旅館業、娯楽業等の事業」（昭和 58 年度～）
- ③ 昭和 61 年度前の労災保険率：5/1,000（昭和 58 年度～）
- ④ 再編整理の理由：
「倉庫業」、「警備業」、「消毒又は害虫駆除の事業」及び「ゴルフの事業」の収支状況が良好でなかったことによる。
- ⑤ 昭和 61 年度の再編整理後の労災保険率：6/1,000

昭和 58 年度に「その他の各種事業」から分離・独立した「倉庫業、警備業、旅館業、娯楽業等の事業」に含まれていた「旅館その他の宿泊所の事業」、「映画の製作、演劇等の事業」、「劇場、遊戯場その他の娯楽の事業」、「洗たく、洗張、染物の事業」、「理容、美容、浴場の事業」、「物品賃貸業」及び「写真、物品預り等の事業」を、昭和 61 年度に「その他の各種事業」に再び統合した。

昭和 61 年度の業種区分の再編整理の結果、「倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフの事業」の労災保険率は、6/1,000、「その他の各種事業」の労災保険率は、5/1,000となった。